

平成 22 年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

●健全化判断比率

(単位：％)

指標名	金山町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	2.97	15.00	20.00
連結実質赤字比率	0.83	20.00	40.00
実質公債費比率	11.6	25.0	35.0
将来負担比率	21.3	350.0	—

【解説】

- ・実質赤字比率・・・金山町では、平成 22 年度決算においては、一般会計等（金山町では一般会計と町営バス事業特別会計）における実質収支額の赤字は 58,025 千円となりました。平成 22 年度の標準財政規模は 1,953,125 千円で比率は 2.97％となりました。主な要因は、一般会計の歳入において国庫補助金の決算が、3 月 11 日の東日本大震災により 203,052 千円が年度内の収入が出来なくなったことです。財務処理として翌年度（23 年度）からの繰上充用処理により決算を行いました。この国庫補助金は翌年度（23 年度）に確実に収入が見込まれるものであり、後年度に影響を及ぼすものではありません。
- ・連結実質赤字比率・・・全ての会計（金山町では、一般会計等と特別会計（公営事業会計（国民健康保険特別会計・介護保険特別会計など）と公営企業会計（簡易水道事業特別会計など））における連結実質収支の赤字は 16,344 千円となりました。比率は 0.83％となりました。以下、理由や今後の展望については上記（実質赤字比率）と同じです。
- ・実質公債費比率・・・近年の起債事業の抑制により公債費が縮小したことが主な原因で、対前年度比で 3.9 ポイント減少し、11.6％となりました。今後も更に健全化するように財政運営に努めてまいります。
- ・将来負担比率・・・主には充当可能基金と標準財政規模の増額により、対前年比で 6.6 ポイント減少し、21.3 パーセントとなりました。現在の比率から判断すれば健全な状況と言えますが、今後、分母である標準財政規模も減少することを考えれば、更に将来負担となる歳出の抑制を図る考えです。

(用語解説)

- ・実質赤字比率・・・歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、市町村の一般財

源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。市町村の会計は、単年度において収支が均衡することが原則ですが、赤字がやむを得ず発生した場合には、その赤字を翌年度に繰越し（これを「繰上充用」と言います）、翌年度に解消できない場合は、さらに赤字が累積していくこととなります。こうしたことから、歳入不足のため翌年度に繰り延べした債務や、執行すべき事業を繰り越したものがあれば、単年度の赤字額ではなくそれらを含めた赤字額（「実質赤字額」）を標準財政規模と比較して示すことで、その赤字の深刻さを把握しようとするものです。

- ・連結実質赤字比率・・・市町村のすべての会計の赤字額と黒字額を合算することにより、市町村を一つの法人とみなした上で、歳出に対する歳入の資金不足額を、一般財源の標準的な規模を表す「標準財政規模」で除したものです。市町村の会計は、地方税や地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等の会計のほか、公営企業会計などのように料金収入等を主な財源として事業を実施している会計があり、公営企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を捉える必要があります。このため、すべての会計の赤字・黒字の要素を合算し、市町村全体として見た収支における資金不足の深刻さを把握しようとするものです。
- ・実質公債費比率・・・義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の額を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値です。こうした削減や先送りのできない経費の比率が高まると、他の経費を節減しないと収支が悪化し赤字団体となる可能性が高まる（これを「財政の弾力性が低下」した状態と言います）ことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることで、市町村財政の弾力性が失われていないかを見ようとするものです。
- ・将来負担比率・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字や負債の状況を示すものです。（＝「現在の負担」の状況）一方、将来負担比率は、市町村が発行した地方債残高だけでなく、例えば、土地開発公社及び市町村が損失補償を付した第三セクターの債務などを幅広く含めた、決算年度末時点での将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除したものです。（＝「将来の負担」の状況）この比率が高いと、単年度の標準的な財政規模に比べて、将来の負担が大きいことを意味するため、今後の財政運営に問題が生じるリスクが高まります。こうしたことから、比率が一定水準以上になっていないかをチェックすることによって、現在の負担だけでなく、将来の負担をも念頭においた財政運営が行われているかを見ようとするものです。

●資金不足比率

(単位：％)

会計名	金山町の比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.00
農業集落排水事業特別会計	—	20.00
特定地域生活排水処理事業特別会計	—	20.00
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	20.00

【解説】

- ・資金不足比率・・・金山町では、平成２２年度決算においては、各公営企業の資金不足は発生しませんでしたので、比率はありません。

(用語解説)

- ・資金不足比率・・・一般会計等における実質赤字に相当する公営企業会計の「資金不足額」を、公営企業の事業規模で除したものです。この比率が高くなるほど、当該公営企業の事業規模に比して多額の累積した資金不足が発生していることになり、毎年度の事業運営だけではその解消が困難になっていきます。なお、資金不足額の計算に際しては、例えば水道事業などでは、設備等への投資を行っても料金収入は給水が開始する数年先になってしまうなど、構造的に発生するやむを得ない資金不足（これを「解消可能資金不足額」といいます）もあることから、そうした額を控除することになっています。